

平成22年度 行財政再生シート

NO. 5-2

項目名	家庭ごみ	事業名	家庭ごみ減量化推進事業
担当部	環境経済部	担当課等	生活環境課

この事業に係る費用を市民一人あたりに換算すると **752** 円 です。

※事業費（平成22年度予算額）を人口5万5千人で除した額

1. 事業の目的・概要等

(1) 事業の目的	循環型社会形成の推進、資源の有効利用やごみ排出量の削減を図る。また、焼却施設の延命や最終処分場の負荷軽減を図る。			
(2) 事業の概要	平成5年11月から分別収集がスタートし順次地区を拡大して平成10年10月で市内全域で実施。平成11年11月からペットボトルの分別収集を実施。現在4大区分18分別。市内収集箇所数180箇所月2回収集 資源ごみ回収団体報奨金制度は、平成4年度から実施し現在139団体が登録 生ごみ減容機器設置報奨金制度は平成5年度から実施 別添資料添付			
(3) 実施・運営方法	<input type="radio"/>	1. 市が直接実施・運営		
	<input type="radio"/>	2. 外部へ委託または指定管理	委託先等	常滑塵芥清掃社
	<input type="radio"/>	3. 団体等への補助金により実施	実施主体	各字地区・資源ごみ回収団体
	<input type="radio"/>	4. その他（ ）		
(4) 実施期間など	開始年度	平成4年	終了予定年度	
(5) 根拠法令など	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条及び第6条の2（市町村処理責任）			
(6) 近隣市町・類似団体等の状況	東海市・・・21分別 知多市・・・15分別 半田市・・・21分別 大府市・・・15分別	武豊町・・・19分別 南知多・・・18分別 美浜町・・・17分別 阿久比・・・15分別 東浦・・・19分別	(市民分別)	

2. 事業費の推移

(千円)

		H19決算額	H20決算額	H21決算額	H22予算額	
支出	事業費	42,190	46,538	41,648	41,360	
	人件費※	正規				
		人件費	0	0	0	0
		再任				
		人件費	0	0	0	0
臨時						
人件費	0	0	0	0		
支出計		42,190	46,538	41,648	41,360	
財源	国・県支出金					
	地方債					
	その他(雑入)	11,284	17,255	6,453	9,425	
	一般財源	30,906	29,283	35,195	31,935	
市民1人あたり(円)★		767	846	757	752	
投資事業費	全体事業費		~H22未見込	H23以降	進捗率	
	うち一般財源		うち一般財源	うち一般財源	(H22未見込)	

※人件費の算出単価 ・正規職員 : H19/8,000千円、H20/7,800千円、H21/6,900千円、H22/6,900千円
 ・再任用職員 : H19/2,900千円、H20/2,800千円、H21/2,600千円、H22/2,400千円
 ・臨時職員 : H19~H22/1,000千円

★支出計を人口55,000人で除した額

3. 事業実績・計画と成果等

	H19実績	H20実績	H21実績	H22計画
事業実績	別紙参照 資源ごみ回収報奨金 1,123 t 5,615 分別収集地区報奨金 3,052 t 7,898 生ごみ減容機器設置報奨金 24基 74 アスパ 22,950袋 1,193 もえないごみ・資源物分別 収集委託料 26,857 (@6,000×177ヶ所)	別紙参照 資源ごみ回収報奨金 1,109 t 5,545 分別収集地区報奨金 2,862 t 12,079 生ごみ減容機器設置報奨金 53基 150 アスパ 23,850袋 1,240 もえないごみ・資源物分別 収集委託料 27,115 (@6,000×179ヶ所)	別紙参照 資源ごみ回収報奨金 1,068 t 5,341 分別収集地区報奨金 2,709t 5,112 生ごみ減容機器設置報奨金 20基 54 アスパ 24,240袋 1,260 もえないごみ・資源物分別 収集委託料 27,216 (@6,000×180ヶ所)	資源ごみ回収報奨金 1,150 t 4,600 分別収集地区報奨金 3,333 t 6,598 生ごみ減容機器設置報奨金 20基 60 アスパ 25,000袋 1,300 もえないごみ・資源物分別 収集委託料 28,123 (@6,000×186ヶ所)
成果・効果	<p>市民の協力のもとで、ごみを分別することにより、分別されたごみは貴重な資源に生まれ変わります。平成7年6月から「容器包装リサイクル法」がスタートし、消費者（分別排出）・市町村（分別収集）・事業者（再商品化）にそれぞれ責任が明確化された。ごみを分別して出してもらうことにより、循環型社会の構築、ごみの減量化省資源ともなり、また焼却場の延命化や処理経費の節減となっている。</p> <p>また、分別収集で出された資源はリサイクルされ再資源化となっている。資源売却金は、各字の世帯数で按分され分配しているまた、グループなどで回収した資源ごみは、kg当り5円（平成22年度から4円）を還元しグループ活動資金となっている。</p>			

4. 事業の必要性

8	チェック数	✓法定等の実施義務がある	✓緊急度が高い	✓類似(代替)事業が存在しない
		実施目的が未達成である	✓政策・施策の中で優先度が高い	✓受益者が多く市民ニーズが高い
		✓市以外では実施不可能である	✓継続しなければ効果が表れない	✓市長の公約に掲げている
必要性	廃止・凍結・休止・先送りした場合の影響	容器包装リサイクル法に基づき、分別収集は全国的に推進されていることであり、本事業の廃止等は考えていない。		
	想定される代替事業	なし	-	
	市既存事業の活用	市（担当課）		
		既存の事業		
	民間事業の活用	想定事業主体		
		代替事業		

5. 事業の自己評価(今後の方向性・課題など)

<p>市民の協力により3つのR「1、リデュース（減らす）2、リユース（再利用）3、リサイクル（再生利用）」を進めており、市民のごみ分別収集の意義や、意識の向上を図ってより一層ごみ減量に取り組んでいく必要がある。</p>
